

109

平成23年7月15日 福生市 生活環境部 環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ ☎042-551-1731

〈平成22年度標語コンテスト入選作(小学校4年生~6年生の部)河村 凌平さん(第4小学校)〉

7月1日より 福生市清潔で美しいまちづくり条例が施行されました

条例制定の背景と目指すもの

平成22年12月に開催された福生市議会第4回定例会において、議員提案の「福生市清潔で美しいまちづくり条例」が可決され、制定されました。

この条例は、市民の皆様のご協力をいただき、今よりもさらに快適に暮らしていただこうという考えのもと、ポイ捨て、犬のふんの放置、さらに喫煙に関するルールを定めております。

本来であればこうした条例をつくることなく、一人ひとりの行動をもってすれば快適な環境を維持できるのですが、そうしたモラルだけに頼るには限界があります。そのようなことから、市としての責務をはじめ、市民の皆様、さらに市内で事業を行う方の責務を定め、一定の制限を条例化しました。

また、喫煙に関しては、さらに路上禁煙区域を設けることもでき、そうした区域において指導、勧告等に従わない場合、過料を徴収することもできるようになっています。過料の金額についてはさまざまな議論がなされましたが、別に定めることのできる規制との整合性をとること、また、現実的に

徴収できる可能な金額ということで2,000円といたしました。この過料を徴収することは本来の目的ではなく、そうしたことに至らないよう市と市民がさまざまな施策を行うことで快適な環境をつくっていきます。



公共の場所等(道路、公園、他人 が所有又は管理する土地など)では、 次の行為を禁止します

- (1)ポイ捨てをすること
- (2)飼い犬のふんを放置すること
- (3)歩きながら、また自転車等で走行しながら喫煙すること

市民(滞在者を含む)の皆様、事業 者の方へのお願い

- (1)たばこの吸い殻、チューインガム のかみかす、紙くずその他これに 類する物及び飲料、食料等を収納 している、又は収納していた缶、瓶、 ペットボトルその他の容器を適正 に処理してください。
- (2)市が実施するポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙及び歩行喫煙の規制のための施策に

ご協力ください。

犬の飼い主の方へのお願い

- (1)飼い犬を散歩、運動させるときは、 ふんを持ち帰るための用具を携行し、ふんを適正に処理してください。
- (2)市が実施する犬のふんの放置の防止のための施策にご協力ください。

喫煙者へのお願い

- (1)周囲の方に迷惑と危険を及ぼさないよう配慮してください。
- (2)吸い殻入れを使用してください。
- (3)歩きながら、また自転車等で走行しながら喫煙しないでください。
- (4)市が実施する路上喫煙及び歩行喫煙の規制のための施策にご協力ください。

今後の予定

指導員の設置

ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制 のため、必要に応じて指導員を設置しま す。当面の間、条例の周知を行いますが、 今後状況を見ながら指導、勧告、命令を行 います。

清潔で美しいまちづくり重点区域の指定

特に推進する必要があると認める区域を 重点区域として指定します。その際には標 識等で周知します。

路上禁煙区域の指定

周辺の住民、事業者、関係機関のご意見 を聞きながら、特に必要があると認める区 域を路上禁煙区域として指定します。その 際には標識等で周知し、特別に喫煙出来る 場所の確保なども検討します。

また、路上禁煙区域内において、特別に 喫煙出来る場所以外で喫煙し、指導員によ る指導、勧告、命令に従わなかった場合、 2,000円の過料に処される場合があります。

福生市清潔で美しいまちづくり条例に関する@&A

Q1 なぜ、条例が作られたのですか。

A この条例は、道路や公園等、公共の場所に、たばこの吸い殻、紙くず、ペットボトルなどをポイ捨てすることや犬のふんを放置することを防止し、さらに、路上での喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の皆様の快適な生活環境を確保することを目的として制定、施行されています。

これまでも、統一美化キャンペーンやボランティア袋の配布などを通して、市民の皆様に清掃にご協力いただき、また、広報や清掃だより等でごみの減量推進と啓発活動に努めて参りましたが、依然として状況が改善されません。

そこで、条例を制定することにより、市として の責務をはじめ、市民の皆様や市内で事業を行う 方の責務を定め、一定の制限を条例化することと しました。

Q2 どのような経緯で条例が作られたのですか。

- A 市議会議員の提案により、第2次議会改革検討協議会の政策立案プロジェクトチームでの検討、 先進市への視察や担当課との勉強会、市民の皆様からのご意見をお聞きし、平成22年12月議会で可決され、平成23年7月1日より施行となりました。
- Q3 違反した場合は、誰が指導、勧告、命令する のですか。
- A 指導員により、指導、勧告、命令を行います。 指導、勧告、命令に従わない場合は、過料(2,000円) に処すことがあります。
- Q 4 ポイ捨てをしてはいけない区域や、ポイ捨て してはいけないものは何ですか。
- A 区域は、市内全域(道路、公園などの公共の場所と他人が所有又は管理する土地)です。

ポイ捨てしてはいけないものは、たばこの吸い 殻やチューインガムのかみかす、紙くず等のほか、 飲料等の空き缶、空き瓶、ペットボトル等です。

Q5 取り組みを教えてください。

A 市民の皆様に条例が施行されたことをお知らせ し、清潔で美しいまちづくりにご協力いただきま す。また、状況を見ながら指導員を配置し、守ら れていない場合は、指導、勧告、命令をします。

Q6 条例の適用を受けるのは誰ですか。

- A 市にお住まいの方、勤務されている方、滞在されている方、在学されている方、市内を通過される方に適用されます。
- Q7 路上禁煙区域内でも、立ち止まって吸ったり、 携帯灰皿を持って吸うのはいいのでは。
- A 立ち止まってたばこを吸っても、他の人が歩いていると、小さな子どもの顔の近くに火のついたたばこがくることになったり、やけどや焼け焦げの被害の危険性が生じたりするなど、歩きたばこをしているのと状況は変わりません。また、受動喫煙の防止について妊婦の方やアレルギーの方など、特に配慮が必要な方もいらっしゃいます。従いまして、禁止地区では立ち止まったり、座ったり、携帯灰皿を持っていても、市が指定した特別に喫煙できる場所以外で、たばこを吸うことを禁止しています。
- Q8 道路以外の場所なら歩きながら吸ってもいい のでは。
- A 「公共の場所」は、道路に限らず、公園や広場等、 公共の用で使う全ての場所を示します。従いまして、道路以外ならば歩きたばこをしてもいいとい うことではありません。
- Q9 路上禁煙区域ではたばこを吸えないのですか。 その場合はどこで吸ったらいいですか。
- A 路上禁煙区域内でも、土地の管理をしている方が設置している喫煙所では、たばこを吸うことができます。また、路上禁煙区域内でも、屋内や公共の場所ではない場所は、罰則の適用にはなりません。屋内では、建物の管理者が喫煙を認める場所があれば吸うことができますし、屋外でも、自分の所有地や、民有地で管理をする方が喫煙を認める場所があれば吸うことはできます。この場合でも、吸い殻のポイ捨ては禁止です。

Q10 禁止区域以外でのポイ捨てや喫煙は、どうなりますか。

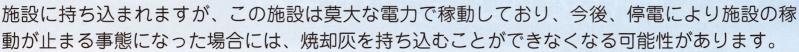
A 路上禁煙区域以外で喫煙をしても過料の適用はありませんが、周りの方への配慮から携帯灰皿を持ち歩く、人がいるところでは吸わない、喫煙所以外では吸わない等のマナーを守っていただきますようお願いします。また、ポイ捨て等みだりにごみを捨てることは禁じられております。

ょり一層の ごみの分別収集のお願い

でみの分別収集は、節電対策にもなります。皆さんのご理解とご協力をお願いします

連日、電力供給量や節電対策が報道されています。今年の夏は、 最大電力を5,500万キロワットと想定し、6月30日現在の電力供給 量は5,010万キロワットとなっております。しかし、突発的な気象 の変化や復旧する発電所等設備トラブルの発生も考えられることか ら、電力供給量が不足する可能性があります。

私たちの生活から出た可燃ごみは、西多摩衛生組合で焼却灰にした後、エコセメントの原料として、日の出町にあるエコセメント化



このような場合に備え、できるだけ可燃ごみを増やさないよう分別していただき、合わせて 節電対策にご理解とご協力をお願いします。

生ごみ処理機購入補助金の交付、生ごみ堆肥化容器の貸与

- ◆ 生ごみ処理機の購入者に、購入価格の2/3で最大4万円までを補助します。
- ◆ 生ごみ堆肥化容器を貸し出します。(3年間)

我が家の節電対策!

財団法人省エネルギーセンターの調べによると、家庭で電気を消費する機器ワースト 4 は、エアコン (25.2%)、冷蔵庫 (16.1%)、照明器具 (16.1%)、テレビ (9.9%) の順となっています。この4つで、家庭から使用される電気の約70%を占めているそうです。

♣待機電力削減

不必要な電気器具のコンセントを抜く。

♣エアコン設定温度を変える

身体に無理のない範囲でエアコンを消したり、扇風機で室内の空気を循環させる。エアコン の室外機をすだれなどで直射日光をさえぎること

や、こまめにフィルターの清掃を行う。冷房時は、 部屋のカーテンで陽差しをさえぎる。

♣冷蔵庫の設定温度を変える

冷蔵庫の設定温度を、中から弱にすると節電効果が 大きい。

冷蔵庫内に、食物などを詰め込みすぎない。 熱い食べ物は冷ましてから冷蔵庫へ入れる。

- ♣テレビは必要な時以外は消しましょう
- ♣ゴーヤやアサガオなどの "緑のカーテン" や "打ち水" なども効果的です



燃やせるゴミ

資源型ミ

夏休み親子施設見学会参加者募集!

家庭から出されるごみが、どのように処理されているのか皆さんご存じですか?

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場とエコセメント化施設を見学し、ごみの処理から再資源化までをわかりやすくご案内します。

この機会に、ごみについて親子で考えてみませんか?

日 時 8月18日(木) 午前9時10分~12時30分まで

午前9時00分集合(時間厳守)

集合場所 市役所第2棟(郵便局側)北側入口付近

※見学先へは市のバスで向かいます。見学終了後、市役所

で解散となります。

見学先 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場(最終処分場)及びエコ

セメント化施設

見学時間 午前10時~12時(2時間程度)

対 象 市内在住の小学生とその保護者

定 員 先着30名

参加費 無料

申込方法 7月27日(水)までにお電話で環境課ごみ対策係へお申し

込みください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

電話551-1731 (直通)



二ツ塚処分場

使用済小型家電製品の回収を始めます

存在する量が少ない、あるいは量が多くても取り出すのが難しいレアメタル(希少金属)を含んだ使用済小型家電製品、小型電子機器の付属品の回収を実験的に始めます。

市役所に御用のある時に、環境課ごみ対策係窓口までお持ちください。

対象となる家電製品は以下のとおりです。なお、家電リサイクル法対象製品、家庭系使用済パソコン、粗大ごみ(一辺が 50cm 以上のもの)は対象外ですので、くれぐれもご注意ください。

○対象製品

《レアメタルを含んだ使用済小型家電製品》

- ○ハードディスク ○携帯電話 ○デジタルカメラ
- ○携帯式音楽プレイヤー(CD、MD、カセットテープの各形式)
- ○電卓 ○ビデオカメラ ○ポータブルテレビ
- ○ポータブルDVDプレイヤー ○ポータブルラジオ
- ○小型ゲーム機 ○電子手帳・PDA・電子辞書
- | Cレコーダー ○カーナビ

《レアメタルを含んだ小型電子機器の付属品》

- ○ACアダプター ○コード・ケーブル類 ○ヘッドホン・イヤホン
- ○メモリーカード類 ○充電器 ○リモコン





×対象外製品

- (1) 家電リサイクル法対象製品 (テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)
- (2) 家庭系使用済パソコン
- (3) 粗大ごみ (一辺が50cm以上のもの)

いらなくなったテレビは、適正に排出を!

アナログ放送終了(平成23年7月24日)に伴い、テレビがいらなくなった場合は、 家電リサイクル法にもとづいた適正な排出をお願いします。(市役所では処理できません) なお、不法投棄は法律によって禁止されています。



家電販売店に 引取りを 依頼する。

(買った 又は 買いかえたお店)

家電メーカーの 指定取引所へ持ち込む。

㈱葵環境開発 ☎042-525-9990

日通東京西運輸㈱立川取引所 ☎042-524-3217



収集運搬業者へ申し込む。

福生産業(有) 2042-551-1062

※いずれの方法でも、リサイクル料金がかかります。また、方法1、3の場合、収集運搬料金が別途必要です。 詳細は、ごみ・リサイクルカレンダー20ページをご覧ください。

